新潟県市町村総合事務組合公報　号外

平成 24 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合

目　　次

条　例　　ページ

1　新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ····· 1

2　新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 ····· 2

3　新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 ····· 3

公　告

予算の要領について（平成 23 年度補正予算） ····· 3

（平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）） ····· 3

（平成 23 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）） ····· 4

（平成 23 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）） ····· 5

（平成 23 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 2 号）） ····· 5

（平成 23 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）） ····· 6

（平成 23 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）） ····· 7

予算の要領について（平成 24 年度予算） ····· 8

（平成 24 年度一般会計予算） ····· 8

（平成 24 年度職員退職手当支給事業特別会計予算） ····· 9

（平成 24 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算） ····· 10

（平成 24 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算） ····· 11

（平成 24 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算） ····· 12

（平成 24 年度交通災害共済事業特別会計予算） ····· 13

条　　例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 24 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者　森　　民　夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

6　平成24年4月1日において44歳に満たない職員のうち、平成21年1月1日において、第5条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

7　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8　前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

9　新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）第14条第2号に規定する任期付短時間勤務職員に対する第6項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附　則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成24年2月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者　森　　民　夫

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附　則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成24年2月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者　森　　民　夫

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附　則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

公　　告

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年2月16日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成23年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）、平成23年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）、平成23年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）、平成23年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）、平成23年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）及び平成23年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の要領を次のとおり公表する。

平成24年2月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者　森　　民　夫

平成23年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成23年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,490千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,066千円とする。

第2条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表　歳入歳出予算補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　財産収入		1,901	567	2,468
	1　財産運用収入	1,900	567	2,467
5　繰 入 金		101,807	△20,496	81,311
	2　基金繰入金	20,497	△20,496	1
6　繰 越 金		9,131	37,419	46,550
	1　繰 越 金	9,131	37,419	46,550
歳　入　合　計		390,576	17,490	408,066

2　歳　出　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費		335,048	△13,000	322,048
	1　総務管理費	334,709	△13,000	321,709
4　積 立 金		1,900	22,561	24,461
	1　基金積立金	1,900	22,561	24,461
5　予 備 費		2,001	7,929	9,930
	1　予　備　費	2,001	7,929	9,930
歳　出　合　計		390,576	17,490	408,066

平成23年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,631千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,671,749千円とする。

第2条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表　歳入歳出予算補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　財産収入		131,937	16,936	148,873
	1　財産運用収入	131,936	16,936	148,872
3　繰 入 金		796,023	△38,122	757,901
	1　基金繰入金	796,023	△38,122	757,901
4　繰 越 金		1	69,387	69,388
	1　繰 越 金	1	69,387	69,388
5　諸 収 入		14,756	3,430	18,186
	2　預 金 利 子	534	3,430	3,964
歳　入　合　計		7,620,118	51,631	7,671,749

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　積 立 金		131,936	51,631	183,567
	1　基金積立金	131,936	51,631	183,567
歳　出　合　計		7,620,118	51,631	7,671,749

平成23年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,424千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,947千円とする。

第2条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表　歳入歳出予算補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　分担金及び負担金		9,098	2,268	11,366
	1　負担金	9,098	2,268	11,366
2　財産収入		722	448	1,170
	1　財産運用収入	722	448	1,170
4　繰 越 金		1	1,708	1,709
	1　繰　越　金	1	1,708	1,709
歳　入　合　計		16,523	4,424	20,947

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　積 立 金		722	4,424	5,146
	1　基金積立金	722	4,424	5,146
歳　出　合　計		16,523	4,424	20,947

平成23年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,594 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,656,283 千円とする。

第 2 条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　財産収入		9,943	1,200	11,143
	1　財産運用収入	9,942	1,200	11,142
5　繰 越 金		1	19,143	19,144
	1　繰 越 金	1	19,143	19,144
6　諸 収 入		223	251	474
	1　預 金 利 子	222	251	473
歳　入　合　計		1,635,689	20,594	1,656,283

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　積 立 金		9,942	20,594	30,536
	1　基金積立金	9,942	20,594	30,536
歳　出　合　計		1,635,689	20,594	1,656,283

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第１号）

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,406 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,952 千円とする。

第 2 条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　財産収入		10,650	690	11,340
	1　財産運用収入	10,649	690	11,339
4　繰 越 金		1	716	717
	1　繰　越　金	1	716	717
歳　入　合　計		41,546	1,406	42,952

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　積 立 金		10,649	1,406	12,055
	1　基金積立金	10,649	1,406	12,055
歳　出　合　計		41,546	1,406	42,952

平成23年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,105千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,438,099千円とする。

第2条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表　歳入歳出予算補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　会費収入		624,000	8,000	632,000
	1　会費収入	624,000	8,000	632,000
2　財産収入		61,021	3,105	64,126
	1　財産運用収入	61,020	3,105	64,125
3　繰 入 金		675,969	18,379	694,348
	1　基金繰入金	675,969	18,379	694,348
4　繰 越 金		1	47,621	47,622
	1　繰 越 金	1	47,621	47,622
歳　入　合　計		1,360,994	77,105	1,438,099

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1事　業　費		729,374	66,000	795,374
	1　交通災害共済事業費	692,404	66,000	758,404
2　積 立 金		631,020	11,105	642,125
	1　基金積立金	631,020	11,105	642,125
歳　出　合　計		1,360,994	77,105	1,438,099

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年2月16日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成24年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、平成24年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成24年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成24年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成24年2月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者　森　　民　夫

平成24年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

平成24年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ367,192千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表　歳入歳出予算

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　分担金及び負担金		53,552
	1　負　担　金	53,552
2　交　付　金		36,032
	1　交　付　金	36,032
3　使用料及び手数料		183,774
	1　使　用　料	183,774
4　財　産　収　入		1,001
	1　財産運用収入	1,000
	2　財産売払収入	1
5　繰　入　金		81,525
	1　特別会計繰入金	81,524
	2　基金繰入金	1
6　繰　越　金		8,104
	1　繰　越　金	8,104

7 諸　収　入		3,203
	1 預金利子	13
	2 弁償金	1
	3 雑　入	3,189
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳入合計		367,192

2 歳 出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		1,417
	1 議会費	1,417
2 総務費		279,550
	1 総務管理費	279,300
	2 監査委員費	250
3 事業費		57,017
	1 研修等事業費	57,017
4 積立金		27,207
	1 基金積立金	27,207
5 予備費		2,001
	1 予備費	2,001
歳出合計		367,192

平成24年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成24年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,194,927千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表　歳入歳出予算

1 歳 入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,866,713
	1 負担金	5,866,713

2 財 産 収 入		112,357
	1 財産運用収入	112,356
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		2,200,640
	1 基金繰入金	2,200,640
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		15,216
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	994
	3 雑 入	14,221
歳 入 合 計		8,194,927

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		7,989,569
	1 退職手当事業費	7,963,024
	2 繰 出 金	26,545
2 積 立 金		112,356
	1 基金積立金	112,356
3 諸 支 出 金		90,002
	1 雑 支 出	90,002
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		8,194,927

平成24年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算

平成24年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,897千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表　歳入歳出予算

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　分担金及び負担金		9,307
	1　負　担　金	9,307
2　財　産　収　入		586
	1　財産運用収入	586
3　繰　入　金		1
	1　基金繰入金	1
4　繰　越　金		1
	1　繰　越　金	1
5　諸　収　入		2
	1　預金利子	1
	2　雑　入	1
歳　入　合　計		9,897

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　事　業　費		9,311
	1　非常勤職員公務災害補償等事業費	8,236
	2　繰　出　金	1,075
2　積　立　金		586
	1　基金積立金	586
歳　出　合　計		9,897

平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算

平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,615,764千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表　歳入歳出予算

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　分担金及び負担金		896,384
	1　負　担　金	896,384
2　交　付　金		708,000
	1　交　付　金	708,000
3　財　産　収　入		11,155
	1　財産運用収入	11,154
	2　財産売払収入	1
4　繰　入　金		1
	1　基金繰入金	1
5　繰　越　金		1
	1　繰　越　金	1
6　諸　収　入		223
	1　預金利子	222
	2　雑　入	1
歳　入　合　計		1,615,764

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　事　業　費		1,604,609
	1　消防団員等事業費	1,587,945
	2　繰　出　金	16,664
2　積　立　金		11,154
	1　基金積立金	11,154
3　諸　支　出　金		1
	1　雑　支　出	1
歳　出　合　計		1,615,764

平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,821千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表　歳入歳出予算

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　分担金及び負担金		890
	1　負　担　金	890
2　財　産　収　入		10,928
	1　財産運用収入	10,927
	2　財産売払収入	1
3　繰　入　金		30,000
	1　基金繰入金	30,000
4　繰　越　金		1
	1　繰　越　金	1
5　諸　収　入		2
	1　預金利子	1
	2　雑　入	1
歳　入　合　計		41,821

2　歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　事　業　費		30,893
	1　消防賞じゅつ金費	30,714
	2　繰　出　金	179
2　積　立　金		10,927
	1　基金積立金	10,927
3　諸　支　出　金		1
	1　雑　支　出	1
歳　出　合　計		41,821

平成24年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成24年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,432,084千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第１表　歳入歳出予算

１　歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　会　費　収　入		624,000
	１　会費収入	624,000
２　財　産　収　入		61,021
	１　財産運用収入	61,020
	２　財産売払収入	1
３　繰　入　金		747,059
	１　基金繰入金	747,059
４　繰　越　金		1
	１　繰　越　金	1
５　諸　収　入		3
	１　預金利子	1
	２　雑　入	2
歳　入　合　計		1,432,084

２　歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　事　業　費		803,464
	１　交通災害共済事業費	766,403
	２　繰　出　金	37,061
２　積　立　金		628,020
	１　基金積立金	628,020
３　諸　支　出　金		100
	１　雑　支　出	100
４　予　備　費		500
	１　予　備　費	500
歳　出　合　計		1,432,084